

明君創造と藩屏国家(三)

—— 預治と自恃の明君像 ——

深谷 克己

はじめに

近世的明君(像)が領民(百姓)との緊張関係をどのように投影したものであったか、また家臣群との葛藤をどのように反映したものであったかということについては、既に前二稿で検討し、いくつかの論点を提示してきたつもりである。⁽¹⁾

領民との関係、家臣との関係のいずれの場合も、明君像が史実と虚偽の錯綜した積層からなる点は共通している。そしていったん形成された明君像が、虚偽もふくんだまま受容する側で「真实性」を獲得してしまうと、本藩・支藩の後継大名たちの治政規範となり、かつ家臣や領民の行為規範として機能するようになることも既に指摘した通りである。

本稿では、残っている大きな問題である、明君像が幕府と藩の關係意識をどのようなかたちで表現しようとするものであったかを検討したい。それは言いかえれば、藩の幕府に対する依存・依頼と自

立・自恃の関係をどのように投影し、どのように煮詰めたものであったかということにはかならないが、本稿の検討の行論のなかで、藩が近世国家のなかでどのような位置を占めるものであったかについても、私の見解を明らかにしていきたい。これについては、既に前々稿において「予測的に言えば、明君(像)の存在は藩体制が国家的性格を保持することの証しであると思われる」と述べておいたが、今もその方向で認識を深めていきたいという考えは変えていない。⁽²⁾

一 明君の対幕府言行

幕府との関係を物語る幾つもの光政明君録の逸話には、大名の側から見た幕藩関係の映像と支配者としての幕藩の力の落差がよく示されている。先ず、明君録に描かれる幕藩関係逸話をいくつか紹介して、それらの意味を考えてみよう。

1 『有斐録』第四話には、幼少の光政(幼名幸隆)と徳川家康

の出会いを描いた逸話が載せられている。

一 公の東照宮（家康）に御目見ありしは、五つの御年なり。

其時、御脇指を御拝領、御膝本近くおはします。東照宮、公の鬢髪かきまで、三左衛門（池田輝政）が孫なり。早く人となり給へとの仰あり。公、御拝領の御刀を取給ひ、するりと拔て御覧あり。東照宮、是はあぶなき事よとて、御手づから柄を持給ひ、鞘に納められけり。公の退出し給ひし後、眼光のすざまじさ、只人ならずと、東照宮、上意有けり。⁽³⁾

同種の明君録である『率章録』の「附録」は、「御政事」向きの事柄に関わらない「公（光政）の御為人の御様子」を描いた逸話を集めたものであるが、その中の一つに、これとほぼ同文の、僅かな表現の違いで強調効果を狙った、光政の東照宮初御目見の場面を収めている。⁽⁴⁾

この逸話は光政の年齢から計ると慶長一八年（一六一三）のことになる。この年、五才の池田幸隆は、当時の誰もが恐れる七二才の最高権力者徳川家康への初御目見を果たした。池田輝政は家康に生前厚遇された武将であるが、その孫として早く一人前に成長せよとの期待の言葉をかけられ、脇差―新藤五国光作の短刀であったという―を拝領した。『率章録』の方では、幸隆はそれを「するりと抜て御覧有、真のじゃ」と言い放ったと記されている。僅かな表現の違いだが大胆さの印象はこちらのほうがより強いものとなる。幸隆退出後の家康の評言が、「眼光のすざまじさ、只人ならず」であっ

たという点はどちらの明君録も同じである。

この逸話には、二つの意味が含まれている。一つは、先の將軍ではあるが実質的には現將軍秀忠を超える天下人であり、その意味で近世国家を代表する大御所家康に幸隆が気に入られ、成長したあかつきを見たい男児であると評価されたということである。それは今後、鳥取・岡山いずれにせよ光政に代表される藩治が幕府の確かな信任を得られるという未来を予兆する逸話であると言えよう。しかしもう一つの面は、ただ迎合的に天下人家康の意になつたというのではなく、幼少にして天下人を恐れない資質を現し、当の天下人から「眼光のすざまじさ、只人ならず」と賛嘆される頼もしげな器量を明示したということである。前者が幕藩関係における藩の幕府への従順性・依頼性の態度とそれによる安泰を象徴するとすれば、後者は、藩の自立・自恃と主体的な姿勢を象徴するものと言えよう。

2 『有斐録』第三七話は、光政がその頃権威甚だ盛んであった幕府大老酒井雅楽頭忠清（承応二―寛文六年老中、以後―延宝八年大老）に対し、憚ることなく諫言したという逸話である。⁽⁵⁾ 『率章録』巻五の「一、安命」も同じであるが、ここでも僅かな表現の違いが『有斐録』とくらべて強調効果をあげている。⁽⁶⁾

光政は「忠清の専恣なる事」をはばかりことなく指摘し、「上（將軍家綱）の御為に大不忠なる由、責させ給へば」（『率章録』で「御異見御加へ被成候事ども有て」、それに対して忠清は一言も陳弁できずに話題を変え、光政に官位の昇進を奨めた。光政の少將

の地位も年久しいから（寛永三年一八歳で左近衛権少将任官）、望みなら中将に推薦するがと提案したのである。これを聞いた光政は、「中将に進て何の御為になり可申や。領地増賜りなむには夫程の御奉公をばすべきにて候」（『有斐録』の「増贈」は不自然なので、『率章録』のみを引用）と、まことに格好よい答を返した。中将への官位昇進がなんであるう、領地を増やしてもらうのであれば、増し高に応じた御奉公をもするつもりだがというのである。もちろんここでの光政の真意は、増封を求めたのではなく昇官を拒否したのである。この逸話は、寛文八年（一六六八）に、光政が実際に酒井忠清に対して行った八箇条の建白を反映したものであらうと推察される⁽⁷⁾。

酒井忠清との関係については、『有斐録』、『率章録』、『仰止録』に、酒井忠清の病氣見舞いの同じ内容の逸話がある。『有斐録』によれば、諸大名が「贈物、珍美を尽せし」が、これに対し岡山の池田光政は家臣の御膳奉行と相談して「うきふ」（浮麩）がよいと決め、「御自身御拵被成候」て、それを小さな重箱に入れ、江戸藩邸留守居役を使者として見舞わせ、口上を申し入れたところ、忠清は何時になく自ら「新太郎殿御使者」を居間に招き、「御親切の御賜物、難默止候間、御礼には給て見せ可申」と「殊外御感悦の御様子」で、浮麩の一つを使者の目の前で食べて見せ、感謝の意を表わしたというのである。

ここに見た二つの逸話は、光政が幕府に阿諛追従する余他の大名たちとは異なり、幕政の最高権力者に対しても、ある場合は筋を通

して諫言することができ、甘言に似た勧誘を断ることができ、またある場合は忠誠の一つとしての病氣見舞いを誠心と工夫に満ちたやり方で行つて、特別の感謝を引き出すことのできる、有能で見識ある藩主であつたということを強調したものである。

3 將軍權威にたじろがない、が、同時に將軍上意に感謝し感激するという明君像は次のような逸話にもうかがわれる。『有斐録』第四一話は、「幕府御家人の暴威を挫く 御茶壺に附」という表題である。これは光政の道中で遭遇した幕府への献上茶壺一行の「權柄」ぶりを注意し、幕府側の「役人殊外迷惑して、御断を申候事」と、詫びさせた逸話である。

二条城番衆の横暴さを道中でたしなめた逸話も同様であるが、これは『有斐録』より『率章録』が詳しい⁽¹⁰⁾。参勤道中の光政と京の二条城に江戸から向かう番衆とが同宿となり、双方が争論となつた。幕府役人らは「新太郎殿御勢にても公儀の御用には太刀打不成」と驕つて無礼の数々があつたのに対し、光政は参勤も城番も御上の御用に高下なし、雑言を「江戸表へ御沙汰」とすると嚇した。それを恐れた幕府役人らは品川宿の宿まで出向いて詫びたところ、光政は以後を慎めば沙汰なしにすると説諭して済ましたというものである。逸話は、幕威に靡かぬ藩主像を押し出し、領内の期待に応えているのである。こうして明君像は、幕府權威にたじろがない面と同時に、それが幕藩体制全体の秩序にとつても不可欠で有効であることを示すために、將軍への親近性と感謝の気持ちを表出する逸話を伴う。

『有斐録』第三三話によれば、光政弟の備後守恒元に播州宍粟郡三万石を与えるという家光上意（慶安二年）を受けて謝礼に出、退出する際に光政が數居に「御つまづき」という失敗をした。それをとやかく言う向きもあつたが、家光は「其悦候処、真実に思ふゆへなりと仰られ候由」と、同情したという。⁽¹¹⁾『率章録』では、「其方に加祿せし同様」と事柄が強調されている。將軍からすれば、いかにも全幅の信頼を將軍に預けた可愛いげのある臣下の振舞いであり、それを將軍も認知しているという描き方である。

4 『率章録』卷一「三、忠君」に取り上げられた三つの逸話がある。⁽¹²⁾三つの冒頭には、

……国君は上に大君有。国君の御領地は、大君より預給ふ物にして、其職分は大君より命じ給ふ事なり。大国を預りまし／＼

重き御職に居給ふて…、

と趣旨が記され、天下の土地観念、預治論が記述されている。この国君職分論は前稿でも見てきた「上様ハ天より」の論と同じである。三つの逸話のうち一つ目は、寛文一二年（一六七二）六月隠居後のことである。綱政に家督を譲つてからも半年程ずつ江戸参府するのが光政の習いであつたが、その道中で、鷹狩りを挙行するのが常であつた。「大君」への奉公の嗜みとして鷹狩りを続けていたことを強調したものであることは言うまでもない。

二つ目は殿中で、將軍から茶を頂戴した際に、光政は茶碗の蓋を畳の縁に置いたのに対し、他の大名は蓋を扇の上に置いた。そのこ

とからどちらが「不敬」かの論議となつたため、光政が茶湯者に糺すと、扇は腰に指すものであり畳の縁はけつして踏まぬものだから、「公の御所作こそ宜敷候」という判定を下したので光政も安心した。明君録は、これは「外聞」を考えたからではなく、將軍への「不敬」を恐れ給ふの御心厚ければなり」と意義づけている。

三つ目は、寛永一二年（一六三五）六月、家光が向井將監に命じて相模三浦で作らせた大船安宅丸の江戸品川での「御召初の規式」にまつわる逸話である。この儀式に諸大名が狩衣・大紋着用で出向いたのに対し、光政は「御母御前様」の「御帷子」を借り、その上に「猩々緋の御陣羽織」を着込み、「御陣扇子」を携行した。この格好を見つけた將軍家光は「あの衆にたがひたる衣服は備前少將なるべし」と言い当て、光政を安宅丸に上げ、着用の陣羽織を求めた。光政がそれを献上すると家光が「御盃」を与えたので、「公、たち給ひ、自然居士の曲舞」を舞つて返礼とした。退出の混雑で諸大名の供らが右往左往するなか、光政は「御陣扇子」を開いて頭上に掲げたので扈從者は迷ふことなく主人を探し当てた。一方、伊木・長門らの重臣も光政の装束・振舞が首尾良い結果になつた時は祝いの大名が訪れる筈と百人前の膳を用意して待機していたが、その通りになつたので光政も「御感悦」であつた。

これら三つの逸話に共通するのは、將軍に対する大名としての「忠君」の態度の篤さであり、それを巧みに行為や出立ちの形に表現することの才覚ぶりである。またそれを嘉納する將軍の態度の親

近さである。將軍に「誠を尽し給ふ」国君の様子は、領内上下の期待を表したものであり、それが明君録の中に反映され如何なく描かれて、再び生きた人々に対して効果を發揮するのである。

二 池田光政と幕閣の不一致・軋轢

明君像の光政は、幕閣中枢を恐れずに意見し、また気に入られ、將軍に一際注目され、將軍への忠勤を工夫する大名であるが、実像のほうはどうだったろうか。ちょうど領民（百姓）や家臣との関係に似て、幕府との関係でも、明君録の光政と実像の間には相当の距離がある。幕閣との軋轢のいくつか、光政自身の記した『池田光政日記』に反映している。

1 光政ら謀反の雑説

光政は、承応元年（一六五二）九月二十八日条に、幕閣が恒光（光政弟恒元）と男子綱正を呼び、

江戸にて悪人共御せんさく被仰付候ニ、紀州殿・をハリ殿・越前殿・筑前殿・相模殿（鳥取藩主池田光仲）・新太郎殿（池田

光政）、此衆むほん存立候へかし、其内ニ、新太郎殿心学、おもてむきハ儒者、内々ハむほん心も候哉と…、（中略）余大名衆ノ名も候へ共、新太郎殿義ハ、心学ノ事加り候へハ、世間之雑説、御聞候ハ、氣遣ニ可被存候故、此旨申聞候。¹³

と忠告したと書いている。この年九月、二代將軍秀忠夫人崇源院の

二七回忌法要を期に老中暗殺を企てた浪人別木（戸次）庄左衛門一党の計画が露見し処刑されるという事件があったが、これに関連して大名らの謀反が噂となり、幾人かの疑惑の大名の中に光政も含まれていたのである。幕府は、光政の謀反を正面から詰問しようとしたのではないが、熊澤蕃山の影響を受けた「心学」——朱子・陽明ではなく聖人の言行に基づいた政治経世思想——心酔への疑念が持たれており、本人がそういう「世間之雑説」を耳にすれば「氣遣」に思うであろうからと、身近な者に懸念される風評を知らせる方法で考慮を促したのである。やんわりと光政の自肅を促した形をとっているが、表向きは儒者だが「内々ハむほん心も候哉」という噂は、じつは幕府自体の光政観を伝達したものにほかならない。それを日記に記しているのは、幕閣と大名光政の間には政治理念の上で不一致があつたことを光政自身が認めていることを示すとみてよいだろう。

2 光政の学文好みへの疑念

『池田光政日記』の慶安五年（一六五二）五月六日条を見ると、当時大老であつた酒井忠勝（寛永一一一五年老中、以後——明暦二年大老）が、

五常ノ上ノ事ニ候へハ御無用と申事ニてハなく候へ共、大勢あ

つまり候所、もよう悪候間、御しめ可有候由、

と忠告したのに対して、光政は、

少々ツ、は益も御座候故、知音・親類ニハきかせ度存候故、それが枝葉さき末ひろまり申候。

と弁明しつつ抵抗している。⁽¹⁵⁾

また同年五月二日条には、当時京都所司代であった板倉重宗（元和六―承応三年所司代）が、「學術」について忠告し、「おんひん（穏便）ノ義可然候」と忠告したと記されている。⁽¹⁶⁾

承応三年（二六五四）八月二日の条には、「防州」（大老酒井忠勝）から「讃州」（板倉重宗）へ書状が来て、そこに、

新太郎上京候ハ、新学ノ事、きつといけん可然候。主ハやめられず候共、家中ひろまり不申候様ニ可然候と、状御みせ候事。

と重宗が光政に披露したことを記録している。⁽¹⁶⁾ 板倉周防守重宗は、「心学」「新学」と通称されるようになっていた学問への光政の深入りを憂慮し、続けて、

右之段御心得可然候。何ほとよき事ニて候共、加様候上ハ不入事と存由、

とまで警告している。

万治二年（一六五九）に熊澤蕃山が岡山藩を退去して後、光政の学問的性格は陽明学から朱子学へ転換していくが、それは教義に関する変化であって、学文を奨励すること自体はいつこうに変わらなかった。光政の学文好みは、幕府要人から忠告を受けるほどに幕府

との不一致を示す要素になってきていたのである。

板倉重宗の親勝重との政治手法をめぐる不一致の逸話も取りあげておきたい。「有斐録」⁽¹⁷⁾ 第十六話では、若年の光政がまだ京都所司代であった板倉勝重に「国民を治め」る心得を尋ねたところ、「方なる箱に味噌を入れて、円きしやくし（杓子）にてとるべき様子」と説いた。これを聞いた光政は、「公、や、久しく思惟の後、心得がたく候。隅の行とどきがたきをば、如何し給べき。」と反論している。その感想に、「国中は寛ならざれば人心を得がたき事にて候」と勝重は落涙したというのだが、これはおそらくその鋭敏すぎるのを危ぶんだということであろう。ともあれ、幕閣の思惑と一国を預かるうとする光政の政治感覚の不一致は長く解消されなかったことを、この逸話も物語ると言えよう。

3 キリシタン神道請をめぐる不一致

『日記』の寛文七年（一六六七）四月二六日条には、「うた殿…出家共そうとう（騒動）仕候義…とかく甚なきかよく候ハンといつれも御申候」と書かれている。⁽¹⁸⁾ 大老酒井忠清らが、光政の仏教抑圧・神道優遇に見える過激な宗教統制策を戒めたのである。キリスト教の排除は幕藩制国家の国是になったが、近世の国家は神仏習合を習性とし、その土台の上で仏教の寺檀制により禁教原則を守護しようとした。しかし池田光政は自領で神道国教化に近い政策を強引にすすめた。神道請によってキリシタンを根絶しようとしたのである。幕府は、このことに疑念を持った。その疑念が、光政の日記に反映

したのが先の部分である。これに対する光政の反応は、

出家ノやくに不立、地こくこくらく（極楽）なといふ事、わけもなき事にて候。

というものであった。⁽¹⁹⁾ 仏教僧の効用と地獄極楽の救済思想を根柢なしと否定したものであるが、ここでは光政の仏教観というより、これをめぐって幕藩間の不一致が露呈されていることに注意を払うべきであろう。

『日記』の寛文七年（一六七七）五月一〇日条を見ると、酒井忠清が「後生ををそれ候てこそ、きりしたんにも成ましきと御申候」と仏教思想の禁教効果を指摘したのに対して、光政は、

我等、うた殿へ申候。他国ハいかやうに被申付候も不存候。私ノ申付候様ハ、仏よりハこまかに御さ候、と存候と申候へハ、⁽²⁰⁾と、仏教請に確信をもって反発している。仏教による全国的なキリスト教禁教政策の徹底を志向する幕府と、岡山藩主池田光政の間には大きな距離が生まれているとみなければならぬ。しかも、これは光政の大名としての最晩年における態度である。

三 キリシタン穿鑿に現れる幕藩緊張

大名の自分仕置権はさまざまな局面で実行されえたが、それが認められない領域の代表的なものは、キリスト教禁教である。その転向政策の中心である宗門改めの手段に神道請を採用したために、幕

閣と光政の間に不一致が生まれたことは前節で見たとおりである。

しかし禁教手段では確信をもって独自の方針を施行しえているように見えるが、現実のキリシタン搜索においては、両者の間には不一致の程度をこえる緊張が漂い、幕藩の搜索力の差、大名の低位性が露わになる。そこに見られるのは、明君録がエピソードで描く將軍や大老との深い信頼関係ではなく、支配意思の貫徹をめぐる冷徹な上下関係である。

これを、慶安二年（一六四九）の牢人家嶋九左衛門搜索を事例に見てみよう。

1 慶安二年（一六四九）一月八日付松平新太郎宛井上筑後守書付

これは老中奉書の「別紙」であるが、事情の全体を概観しておくために先に掲げることにした。⁽²¹⁾

讃州高松

三郎兵衛白状

九左衛門江戸へ可被指越候。

家嶋九左衛門 年六十五六

同女房 年五十四五

此もの備前国岡山鷹師町に牢人いたし罷有候。夫婦共にきりしたん宗門ニ而御座候。十七八年以前迄宗門之儀存候。ふけい伴天連すすめにて宗門ニ罷成候。前かとハ、松平阿波守殿家来白杵可左衛門所に罷有候。其時分、阿波にて頼門故付合申候。九

左衛門夫婦宗門之儀、阿波二罷有候真斎と申宗門之めあかし、その外、阿州里塚村五兵衛と申宗門のものも存候間御尋可被成候。九左衛門へやとハ、じやうちん、女房はへやとハ、あんなと申候。六七年以前迄、右之所に罷有候由承候。ふけい伴天連は大坂にて御法度に逢申候。主人可左衛門も宗門二而候処二、先年病死仕候。已上。

岡山城下にいると幕府が睨んだ家嶋九左衛門夫婦のことは、讃岐高松の三郎兵衛の取調べからわかってきたのであるが、白状に基づくとはいえ捜査は細かく、入信をすすめた「ふけい伴天連」のこと、夫婦の洗礼名、仕えていた元の主人「松平阿波守殿家来白杵可左衛門」のこと、キリシタンの証人となる阿波の宗門目明しである真斎、阿波のキリシタンである里塚村五兵衛の名前までをあげている。九左衛門夫婦はおそらく主人の病死によって牢人となり、岡山藩城下の鷹師町へ住み込んでいることまでを情報として得た幕府が、この九左衛門を探しだし捕えて「江戸へ可被指越」ことを岡山藩主である光政に求めたのである。ここまでの探索は、幕府の宗門改役井上政重筑後守の差配で進められたのであるが、禁教政策を全国網で実行する幕府に対して、藩領単位の支配権力である大名はとうてい太刀打ちできない実状がこの書付にはよく現れていると言えよう。

2 慶安二年一月一日付松平新太郎宛阿部対馬守重次・阿部豊

後守忠秋・松平伊豆守信綱奉書

先の書付を「別紙」として送った老中奉書である。

其方領内きりしたん宗門の者有之由、訴人白状之趣、注別紙、從井上筑後守遣之候。捕之遂穿鑿、様子筑後守迄可被相達候。書面之内、九左衛門江戸江可被差越候。恐惶謹言。

書付の日付の六日後に、奉書の形で、井上筑後守の報告に従い九左衛門を尋ね出して捕え、穿鑿の結果を筑後守に報告せよ、また九左衛門本人を江戸に連行せよ、と老中連名で命じている。ここには、將軍家に近いという事情や人柄として気にいられているなどの、光政ゆえの特別扱いは一切ない。

3 慶安二年一月二八日付井上筑後守宛光政書簡

一四日後に、光政は宗門改役井上政重に搜索経過の報告を書き送った。その趣旨は次の通りである。「当月十四日」に「御奉書」で知った「当地」に「吉利支丹宗之者」が存在するという「訴人白状」の内容をうけ、「早速相改」めた。しかし「当所」でその名を存じている者が「無之」いので、「先年、余多訴人仕候船乗少三郎」をも調べ、「召籠置候吉利支丹共」にも尋ねたが、承知していないと言うので、「領分在々所々」も「穿鑿」した。今後「彼者行衛」がわかり次第お知らせすることを御老中へも御約束するので、このことにつき宜しく「馮入」る。名を変えて岡山から出奔したかもしれないので、徹底的に穿鑿し、わかつたらすぐお知らせする、というのである。

この書簡には、幕府の絶対意思に懸命に迅速に対応しようと努力する大名の姿が如実に現れている。

4 慶安二年一月二八日付松平伊豆守・阿部豊後守・阿部対馬守
宛(光政)書簡

光政は、同じ日、老中に対しても、調査結果を知らせる書簡を送っている。それには「今月十四日御奉書」拝見いたし、「私領内」に「吉利支丹之者」がいるので穿鑿すべきこととの仰せ、井上筑後守書付の通り、早速調べたけれども、その者を知っている者がいないので、今後行方がわかれば委細を井上筑後守にお知らせする、というもので、藩の記録では先の井上筑後守宛書簡と同じ一通にまとめられているものである。

5 慶安二年二月一〇日付井上筑後守宛松平新太郎書簡

前便から十日余りして、光政はまた宗門改役井上政重に書簡を送っている。端裏に「番与右衛門二遣」とあり、内容は、「先日被仰下候きりしたん家嶋九左衛門」については、「領内穿鑿仕候へとも存候者無御座候」ゆえ、このことを「御老中へも御心へ(得)馮入」る、自分もやがて「参府」してお知らせする、というものである。支配領内の者と名指されて見つけ出せないことについて、大名としての失点につながるようにと焦慮する気分が濃厚に読み取れる書簡である。

6 年欠(慶安二年)二月二五日付松平新太郎宛井上筑後守政重
書付

それから一五日後、井上政重から光政に次の書付が届けられている。

貴札拝見仕候。従御老中被仰遣候家嶋九左衛門と申牢人御穿鑿之処ニ、御領分ニ存候もの無御座候由、奉得其意候。御老中へも御紙面之通、具ニ可申上候。將又別紙之御書付被遣候。則鳥飼三太夫竹屋甚五右衛門ニ様子相尋、注別紙進上仕候。委曲追而可得其意候。恐惶謹言。

ここでの「別紙之御書付」は光政の家臣才崎三太夫がキリシタンであるとの訴人に基づき、真偽を調べてほしいという二月一〇日付の「口上之覚」のことで、幕府側から光政に宛てられた老中の指示である。⁽²²⁾光政から、牢人家嶋九左衛門を発見できないと報告された井上政重は、今度は別のキリシタン容疑者、しかも光政の二百石取りの家臣の調べを依頼したのである。「口上之覚」は、「其内、此方にて拷問仕候へとも」と威嚇に等しい文言を用いて、光政に最大限の捜査努力を要請している。これを個別領主である光政からすれば、一時も気の抜けない緊張を幕府から強いられるという心境にならざるをえないであろうし、事実藩主の立場の劣弱さをいかに示している。

2 幕藩の支配力落差

個別藩領を超えた広域捜査力では、大名は幕府権力に太刀打ちできない。ことにキリシタン捜索では幕府の立場は絶対であり、対処する能力も圧倒的に優越していた。いったん領内にキリシタンが居ると告げられた大名は、戦々恐々の立場に置かれる。

このことは、近世の公儀権力のなかで、幕府が上位国家であり、

その立場が絶対であり、藩が下位国家として服従するという関係を明示すると言えよう。キリシタンを領内で見つけた岡山藩権力は、白状を強いる拷問を行い、江戸へ連行したり国元の牢舎に収監したりし、転宗者の監視と年数を経てからの再取調べを行った。そして、ここでの家嶋九左衛門夫婦のように自力で見つけられない場合は、幕府の執拗な催促と援けを得て搜索の経過と召捕の熱意を繰り返し伝えなければならなかった。光政も、このような幕藩関係のなかでは一切例外的な扱いを受けることができなかった。それゆえに岡山藩のキリシタン関係記録は一人ずつ詳しく残されなければならなかったのである。キリシタン穿鑿の過程は、こうしてみると、幕藩の支配力の強弱、近世国家における両者の支配の質の違いを如実に現す。書式のあり方を取ってみても、家嶋九左衛門搜索で幕府の側は、「奉書―書付」という書式を用いて藩権力の内部に侵入しようとしたと言え、これに対して大名は、「得其意―馮入」という形式で、幕府に通報し、その了解を取り付けようとする存在であったと言える。

四 幕府への接近・依頼と明君録への反映

光政の明君録は、幕閣に対する大名の位置をできるかぎり大きいものに見せ、要路者に諫言さえする強さを示し、また藩政においても幕政と緊張をはらむ政策を実行しうる強さを示唆しているが、し

かし、その面だけで押し通そうとするものでもなかった。明君録は同時に、將軍への近さを強調することも忘れていない。そしてそれには史実上の根拠もあった。

史実として取りあげることができ、かつそれが明君録へ反映しているものの代表的な事柄は、東照宮の勸請と洪水災害援助資金の幕府出願である。

1 東照宮勸請による冥加待望

『池田光政日記』の寛永二年（一六四四）六月二日条に、⁽²³⁾
 権現様くわんしやう（家康靈廟勸請）の事、私冥加ノ為と存、
 僧正（東叡山開基大僧正天海）へ申候儀門跡（東叡山毘沙門堂
 門跡僧正公海、東叡山座主）御物語之由、昨日御申候。達上
 聞申事二ても無之由申候へハ、讃州返事ニ、左様ニ御思候事尤
 二候。乍去貴殿ニ被成尤と私共申候ハ、国々不残くわんしやう
 可有候へハ、後々ハ心にもおこらぬやうニ成行候事、如何と存
 候ま、御くわんしやう候共、いかにもかるく可然候。我等さ
 しつ申二てハ無之と御申候事。

とある。光政の勸請希望がどのように伝達されていたかの経路にやや不分明なところがあり、文言解釈にも難しい箇所があるが、要点が、光政が東照宮の岡山勸請を熱心に申し出たこと、それに対して幕府要路者である老中酒井忠勝がかならずしも歓迎せず、むしろ他に波及するのを警戒して「かるく」―勸請の行列行事の規模もふくめて小振りに、また他所に誇つたり吹聴せずということであろう

―行うようにと戒めぎみの空気であったこと、の二点であることは間違いないであろう。

東照宮は幕閣自体が他所勧請に対してこのような姿勢であった点、御師たちが全国に散って講を組織し参詣者を呼び込もうと苦心した伊勢神宮とは大きく性格を違えている。東照宮は権威とつながるものであったが、社会的な拡大をはかろうとするものではなく、むしろ国家的な限定、希少さによって権威となろうとするものであったと言える。

光政の請いを容れて、岡山への東照宮勧請について最終判断を下したのは、將軍家光自身である。『日記』の正保二年（一六四五）三月六日条の次の記述がその事情を明らかにしている。⁽²⁴⁾

上意ニ、新太郎ハ余人とちかい候条、権現様しんかう（信仰）ニ存候ハて不叶儀と被思召候。国本ニくわんしやう仕候旨尤ニ被思召候由上意、其後…。

池田光政は、家光によって、外の諸大名とは違って特別深い信仰を家康に対して持っているのだから国元への東照宮勧請は当然であるという判断を得たのであるが、これは明君録の記事ではなく、光政自身の日々の体験の記録であるだけに真实性は大きいものとなる。そしてもし東照宮信仰がここだろうかと言われるように、信仰の深淺によつて勧請者を選ぶ選別的なものだったとすれば、それにかなう光政は、ひとときわ將軍が信頼感を持てる大名であったということになる。

明君録に入ったのは、勧請にかかわる細かな事情よりも、勧請による御廟造営後の流鏑馬神事にかかわる逸話である。『有斐録』第一一八話は、大筋次のような経緯を描いている。⁽²⁵⁾ 東照宮造営後、正保三年（一六四六）から例年の祭礼が始まり、明暦二年（一六五六）九月一七日に初めて光政が流鏑馬十番を命じた。ところが流鏑馬は「馬工郎」の所行だという噂が生じた。当然この風評は流鏑馬は卑しい行事という意味を伴う。そこで光政は、諸士の面前で『東鑑』（吾妻鏡）を読ませ鎌倉御家人の名ある者の行なう嗜みであったことを認識させ、家臣の間の流鏑馬観を確立させた。

ところで寛文八年（一六六八）の例祭の日、甲冑で供奉する諸士のうち侍大将の一人が平伏しなかったのを咎める声があがった。これを、光政は介者（鎧武者）不拜の古禮をあげて弁護した。またある年、疱瘡を患った家臣が流鏑馬を勤めない事情を光政は問いただし、それが大きな覚悟をともなう重い負担になっていることを知り、流鏑馬を停止にした。この逸話は、世間の評判に動かされるものではないが家臣の負担に過重すぎるということであれば敢然と廃止する、という明君の家臣愛護の判断・行為を現すものであろう。

『率章録』巻一「六、法古」にも同様の逸話が収められているが、流鏑馬は「伯楽」のする事という批判が「百犬声に吠るの習にて口々に」という程度に高まったと描かれ、この話題でもこの明君録のほうが事態をより強調する形になっている。⁽²⁶⁾

2 幕府の懐にもたれ込むような依頼関係は、岡山藩の藩体制確

立過程で大きな画期となった承応三年（一六五四）大洪水の際の動きにもくつきりと示されている。⁽²⁷⁾ 光政は、この洪水災害を克服するために、彼自身の将軍家との係累関係を最大限に利用した。

光政の明君録には母親孝行の逸話がいくつも含まれているが、この母鶴子は徳川四天王と呼ばれた家康功臣の一人榊原康政の二女で将軍秀忠の養女として池田家に嫁した女性である。光政（幸隆）誕生の際には、将軍家から祝賀の品々とともに母鶴子にも千石の化粧料が与えられている。

光政の妻は本多勝子で、秀忠から仰せつけられた婚儀であったが、勝子の母は秀忠の娘千姫で、勝子は秀忠養女として光政に嫁した。光政は承応洪水の幕府援助を妻の母である天樹院（千姫）に頼って引きだそうとしたのである。

『日記』の承応三年一月三日条には、次のように書かれている。⁽²⁸⁾
 江戸へ梶田清右衛門指下候。御城銀御借被下儀、東之丸（天樹院）へ申上候事。具成儀ハ別儀ニ在之。大つもり二千五百貫目か、ねかハくハ三千貫目御借被下三百貫目ツ、十年ニ返上仕度旨申遣事。

この「御城銀」はあくまでも借金であって、十年で返済する約束をしているが、いずれにしても幕府の公金を個別の藩領経営のために引き出すうえで、与件として働いたのは将軍家との光政個人の近しさであった。

この事績は、洪水災害が甚大であっただけに明君録では一際目立

つ光政賞賛の逸話となる。『有斐録』第一一九話⁽²⁹⁾は、「承応三年甲午の秋、備前洪水にて百姓の難儀はいう計なき事なり。」から始まって、光政は藩の倉を開いたが及ばず「罪なき百姓此災にかゝる事、悲に余ありとて枕食やすんじ給はず」、「江戸に参り天樹院様より公方様へ申こはせ給はり候やうに、なげき申なば、捨置せ給ふべきに非ずとて、頓て直に備前を発して、かくと申せば、黄金四萬兩貸し給はり」、それを銭に換えて領内各所に分ち与え、御救に活用した、とある。これを執行した役人に対しては、二度も三度も米銭を得ようとする領民には「幾度なりともあたへよと仰せあり」と指示したとも言う。ただし、この逸話では光政賞賛だけでなく、天樹院への肝煎依頼は「熊澤助右衛門」（蕃山）が「臣に一つの策有之候」と提案したものを実行したことも明記している。

『率章録』巻三の「三、恤窮」の洪水被害の描写は他の事柄でもうかがわれるように、「古今の大水にて御城内二の御丸迄水溢る。御国中の破損田畑の損亡いふ計なし。」と強調度が強い。また「熊澤助右衛門」は御救の責任者とはされるものの公儀援助の策を提案する臣とはされていないから光政の発案ということになり、迅速な御救、田畑修理によつて藩金三万両、幕府借金の三万両、合計六万両は「忽御蔵へ帰りけると、明君の御下知、智者の謀、凡庸のおよぶ所にあらず」と、光政賞賛を行う程度も高くなっている。⁽³⁰⁾

ここで見たような史実や逸話は、幕府との緊張・対抗・依存のこまごました経過のなかで、権現様・東照宮・上意・上様などの言葉

で表現されている公儀から土地と人民を預かつて藩政を行っているという預治の政治意識を押し出していく片方で、元来幕府にも侵されるべきでない筈とみなす国家的な支配権能を保持し続けているという自恃の政治意識を深化させていることを象徴している。それは二律背反的ではあるが、藩の国家意識とはそのようなものであったと私は理解するのである。

おわりに

これまで三稿に渡って述べてきたのは、明君像の機能と藩屏国家の自意識について、ということであったが、ここであらためて簡条書きのかたちで私が言おうとしてきたこと、及びそれらの論点を伸ばすかたちで指摘しておきたいことなどを整理しておきたい。

イ・明君像創造の背景には領民・家臣・幕府と大名との深淺強弱の多様な緊張・葛藤があった。それを克服しようとする際に、普遍性のある思考・概念・用語が大名の思索・行為を通じて生み出され、以後の明君録に組み込まれる。

ロ・明君言行録には史実上の根拠と原型があるが、望まない事実の無視、意味の読み替え、部分的な取り出しと強調などによって改変され、あらかじめ定まっていた政治意識・倫理意識であったかのような純化・固形化が進んでいく。

ハ・明君像は、大名像だけでなく家臣像・百姓（領民）像として

も磨かれ、後世のそれぞれの身分のあり方を規制し方向付ける。

ニ・明君像は大名領知の国家性(分権性以上の大名の自分仕置権能の保持)を人格的に表現し、同時にその藩屏性(公儀への下位性)を表現する。

ホ・藩屏国家の自意識は一七世紀前半には形成される。たとえば『池田光政日記』正保二年(一六四五)二月一日五条に、老中組頭に対する「申聞候寛」として「公儀御法式、次テハ我等申出諸式、不意下々まで守候様ニ可被申付候」と指示したと記されていることなどが、その指標となる⁽³⁾。

ヘ・藩屏国家の要件を十分に持つのは国主級の大名を擁する一部の藩であるが、それらが実在することが他を牽引するかたちで代表し、全大名領知に藩屏国家性を与える。

国家意識のほうに重点をおいてもう一度整理し直そう。領民・家臣・幕府との緊張・葛藤を通じて、近世大名の仕置・仕法における、より普遍性を持ちうる概念や手順が押し出されてくる。それらが獲得される過程での緊張・葛藤を削除したり変形させたりして、英明な大名の生得の資質・力量を増幅させた明君像が描出される。その遺訓・遺行は大名領知が単位国家としての自治能力を持つことを主張すると同時に、公儀(上位国家)に対し下位国家として従属することへの自足・納得をも表明する(預治)。明君(像)は、その二律背反的な両面を理念人格として表装した、藩領における頭上の光球のような、藩屏国家の主権象徴である。

以上が現在の到達点であるが、明君(像)研究として残されていることが多いことにも気づいている。いくつかをあげれば、イ. 明君録自体の構成と構造をさらに深く解明すること。ロ. 明君録作成の契機、藩政との関連、その社会化(普及・活用など)を明らかにすること。ハ. 複数藩の明君・祖君の比較検討。ニ. 近世民間社会論との整合⁽³²⁾。ホ. 政治体質論への架橋⁽³³⁾。等々である。

注

- (1) 深谷克己「明君創造と藩屏国家(一)」、『文学研究科紀要本冊第四〇輯』哲学・史学編、六五―八二頁、一九九四年、早稲田大学大学院文学研究科発行。同「明君創造と藩屏国家(二)」、『早稲田大学大学院文学研究科紀要本冊第四一輯』第四分冊、三一―九頁、一九九六年二月、早稲田大学大学院文学研究科発行。私の構想は領民・家臣・幕府の三つの力と対抗するなかで明君(像)の原型となる要素が創出されるとするもので、一九九四年七月一六日の岡山藩研究会全体会でその大筋を報告した。本稿で検討するのは、三つ目の側面である幕府との関係についてである。
- (2) 前出「明君創造と藩屏国家(一)」、『文学研究科紀要本冊第四〇輯』哲学・史学編、六五頁。なお私は九六年春、明君像の国家論的意義に主眼をおいて、アメリカのミシガン大学に事務局を置くアジア学会の年度大会の日本関係部会の一つ「徳川時代日本における幕府権力の再建」部会において英文報告を行った(『Creating the "Ideal Lord" (Meikun) and the "Domain-walled State": the 48th Annual Meeting of the Association for Asian Studies, April 13, 1996, Hilton Hawaiian Village. 英文論文は雑誌『Early Modern Japanese Studies: An Interdisciplinary Journal』に収録・刊行予定)。

- (3) 『有斐録』第四話(『吉備群書集成』第十輯、吉備群書集成刊行会、一九

三二年、五〇三頁)。岡山藩研究会撮影岡山大学附属図書館所蔵池田家文庫マイクロ版フィルム番号一一二、以下同じ。

- (4) 『率章録』「附録」(『吉備群書集成』第四輯、吉備群書集成刊行会、一九三二年、一五九頁)。岡山藩研究会撮影岡山大学附属図書館所蔵池田家文庫マイクロ版フィルム番号一一四、以下同じ。

- (5) 『有斐録』第三七話(『吉備群書集成』第十輯、吉備群書集成刊行会、一九三二年、五一〇頁)。

- (6) 『率章録』巻五「一、安命」(『吉備群書集成』第四輯、吉備群書集成刊行会、一九三二年、四五頁)。

- (7) 八箇条の建白については谷口澄夫「池田光政」吉川弘文館、一九六一年、六五―六九頁。

- (8) 『有斐録』第三七話(『吉備群書集成』第十輯、吉備群書集成刊行会、一九三二年、五一〇頁)。「率章録」巻一「四、睦族」(『吉備群書集成』第四輯、吉備群書集成刊行会、一九三二年、一〇九頁)。「仰止録」四(『吉備群書集成』第四輯、吉備群書集成刊行会、一九三二年、一三七頁)。

- (9) 『有斐録』第四一話(『吉備群書集成』第十輯、吉備群書集成刊行会、一九三二年、五一頁)。

- (10) 『率章録』巻四「一、剛毅」(『吉備群書集成』第四輯、吉備群書集成刊行会、一九三二年、一三九―一四〇頁)。「有斐録」第四二話(『吉備群書集成』第十輯、吉備群書集成刊行会、一九三二年、五一頁)。

- (11) 『有斐録』第三三話(『吉備群書集成』第十輯、吉備群書集成刊行会、一九三二年、五〇九頁)。「仰止録」四(『吉備群書集成』第四輯、吉備群書集成刊行会、一九三二年、一三六頁)。

- (12) 『率章録』巻一「三、忠君」(『吉備群書集成』第四輯、吉備群書集成刊行会、一九三二年、一〇六―一〇八頁)。

- (13) 林原美術館所蔵池田光政日記自筆日記マイクロ版(丸善株式会社)。

- (14) (15) (16) 同前。

- (17) 『有斐録』第六話(『吉備群書集成』第十輯、吉備群書集成刊行会、一九

三二年、五〇三頁。

(18) (19) (20) 前出池田光政日記自筆日記マイクロ版。

(21) 以下一連の史料は「池田家文庫藩政史料マイクロ版集成」「家島九左衛門書付」P2-98*リール番号YPB-0006コマ番号550より。目録では「五通」であるが、六文書。「島」は文書では「嶋」なので、本文は「家嶋」と記す。尾山茂樹「備前キリシタン史下」(一九七八年、自家版、二六―二九頁)に収録。

(22) 「池田家文庫藩政史料マイクロ版集成」「才崎三大夫書付」P2-97*YPB-0006 コマ番号257より。(尾山茂樹「備前キリシタン史上」一九七八年、私家版、一七一―七六頁)に収録。

(23) (24) 前出池田光政日記自筆日記マイクロ版。なお享保六年(一七二二)に全三五巻が完成した「備陽記」(「マイクロ版集成」A2-14*TAB-0002 コマ番号179より。刊本は日本文教出版、一九七五年)の「追加巻第三十二」に、光政のこの部分の日記記述とほぼ同文のものが載せられている。この頃に光政の日記を石丸定良が見たか、あるいは定良がこの箇所を記述するに当たって引用した「御祭礼聞伝記」を書いた森川慶休が見ていたか、いずれにしても光政の日記は門外不出ではなかったように思われる。私が、日記を実見しなければ書けなかったはずだと判断している部分は、「御祭礼聞伝大概」の見出しに続く、次の記述である。「東照宮御勸請之来由ハ、寛永廿未ノ年一月日不知―前大僧正天海―東叡山開山慈眼大師ヲ以、將軍家―大猷院殿―達御内聴、城郭之鎮守ニ可奉祝由被仰上候処―御縁起之文―翌年六月朔日ニ、僧正ヨリ御返答有之候哉、翌二日酒井讃岐守殿江―御法名空印―御越被遊、此度御誕生―家光の次男綱重―二付御逗留被成候処冥加ニ御叶候由被仰、其御序ニ権現様国元ニ御勸請之事冥加之為ト奉存、僧正江御申候之処ニ、早速御門跡へ―毘沙門堂御門跡公海僧正平時東叡山座主―御物語被成候由、昨日被仰聞候達上聞候事ニ而も無之由御噂之趣被仰候得ハ讃岐守殿返答ニ、左様ニ思召候事御尤ニ候。乍去貴殿ニ被成御最ト御申候ハ、国々不殘御勸請候ト

モイカニモ軽ク可然候御差因ニテハ無之由被仰御願相調候月日、右之外不承伝候、備前因幡安芸三ヶ国同年ニ御勸請ト承候、御勸請相濟、正保二西ノ三月六日御参勤之御礼 被仰上候節 上意ニ新太郎儀余人ト違候条、権現様信仰ニ存候ハテハ不叶儀ト被 思召候。国元ニ勸請仕候旨最之段 上意在之様ニ承伝候。」

(25) 「有斐録」第一一八話(「吉備群書集成」第十輯、吉備群書集成刊行会、一九三二年、五二七頁。「一七」話となっているが一〇七の見出しが脱落しているので番号を訂正した)。

(26) 「率章録」巻一「六、法古」(「吉備群書集成」第四輯、吉備群書集成刊行会、一九三一年、一一二―一三頁)。

(27) 承応三年(一六五四)七月備前大洪水とそれに続く領内飢饉については、谷口澄夫「岡山藩政史の研究」塙書房、一九六四年、一〇一―一〇三頁。

(28) 前出池田光政日記自筆日記マイクロ版。

(29) 「有斐録」第一一九話(「吉備群書集成」第十輯、吉備群書集成刊行会、一九三二年、五二七頁。前出事情により、「一八」から番号を訂正する)。

(30) 「率章録」巻三「三、恤窮」(「吉備群書集成」第四輯、吉備群書集成刊行会、一九三二年、一三〇頁)。ただし「一説に」として「有斐録」の逸話をそのまま収録しているので、ここでは熊澤蕃山は公儀願いの提案者として描かれる。

(31) 前出池田光政日記自筆日記マイクロ版。

(32) 近世民間社会の考え方は、深谷「一八世紀後半の日本」『岩波講座日本通史第一四巻』岩波書店、一九九五年、参照。

(33) 一二、例を上げれば法度支配・官僚制の進行にもかかわらず人格的影響の領域を大きく残すことや首座でなく次座が主導権を握る実力者であることが多い(いわゆるナンバー2の政治)、等々を念頭においている。第二稿で別稿の課題として、「法度」に対する「異見」の比重、あるいは法令に対する「教令」の位置の解明もここでの人格的影響論と通底している。